

令和 年度設楽町社会体育施設等の管理に関する協定書

設楽町長（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、令和 年 月 日に、以下の公の施設（以下「本施設」という。）の管理に関して締結した基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（対象施設）

第1条 本施設は、別表のとおりとする。

（年度協定の目的）

第2条 年度協定は、本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とする。

（業務内容）

第3条 業務内容は、基本協定書第8条に規定するとおりである。

（指定管理料）

第4条 甲は、令和 年度における本業務の実施の対価として、金 円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払うものとする。支払金額及び時期は、次のとおりとする。

支払時期	4月	7月	10月	翌年1月	計
支払金額					

（疑義等の決定）

第5条 年度協定に定めのない事項については、基本協定に基づくものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲（地方公共団体）

所在地 北設楽郡設楽町田口字辻前14番地

名称 設楽町

代表者 設楽町長 土屋 浩

乙（指定管理者）

所在地

名称

代表者

別表

指定管理者が管理を行う施設

- (1) 名倉プール
- (2) 田口テニスコート
- (3) ふれあい広場（スイスイパーク、多目的広場）